

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

平成26年2月14日

三朝町長 吉田秀光

専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、三朝町税条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成26年1月27日

三朝町長 吉田秀光

三朝町税条例等の一部を改正する条例

（三朝町税条例の一部改正）

第1条 三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等にあつては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護又は <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> (平成6年法律第30号) の規定による支援給付を受ける者の所有する軽自動車等</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等にあつては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護又は <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> (平成6年法律第30号) の規定による支援給付を受ける者の所有する軽自動車等</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>

(三朝町特別医療費助成条例の一部改正)

第2条 三朝町特別医療費助成条例(昭和48年三朝町条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国 <u>残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> (平成6年法律第30号) による支援給付(以下「支</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国 <u>残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> (平成6年法律第30号) による支援給付(以下「支援給付」という。)を受けている者</p>

<p>援給付」という。)を受けている者を除く。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>を除く。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>
---	---

(三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年三朝町条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 老人等 次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 老人等 次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付</p>

<p>第14条第1項に規定する支援給付 （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p> <p>カ～ク 略 （4）～（6） 略</p>	<p>（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p> <p>カ～ク 略 （4）～（6） 略</p>
--	---

（三朝町手数料条例の一部改正）

第4条 三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（手数料の免除）</p> <p>第6条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 生活保護法（昭和25年法律第144号）又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）</u>の適用を受けている者から請求があったとき。</p> <p>（3）～（5） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（手数料の免除）</p> <p>第6条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 生活保護法（昭和25年法律第144号）又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）</u>の適用を受けている者から請求があったとき。</p> <p>（3）～（5） 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。